丹後半島の漁撈用具 八八八点	漁撈用具 八八八点	京都府	売京都新府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
讃岐六条の水車及び関連用具 一件 三四八点	水車 一件 関連用具 三四八点	平田恵美	六神奈川県鎌倉市山ノ内一

○国土交通省告示第四百四十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字倉谷二六二七番一から同県東臼杵郡門川町大字加草字柳ケ谷二六二三番三まで	平成二十八年三月二十二日

○国土交通省告示第四百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道２号改築工事（東広島・安芸バイパス）（広島県東広島市八本松西五丁目地内から同県安芸郡海田町東海田字曽田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　広島県東広島市八本松西五丁目及び八本松町宗吉字関平山地内

広島県広島市安芸区上瀬野町字大元谷山、字大山、字瀬野越山、字久井原、字小丸山、字山田ケ原、字丸岩山、字天神原、字奥野原、字寺分、字大谷山、字観音平、字合之坪、字正之坪、字神立向山、字段之原山、字塔之原、字石神及び字長尾山、上瀬野南一丁目、瀬野南町字一井木山、字神原、字龍王山、字中宇祢、字原山、字坂山、字丸山及び字大藤、瀬野一丁目、瀬野南一丁目、中野東町字平原、字甲斐崎、字鉾取、字南原、字原山、字三谷、字上天狗防、字長迫、字下天狗防、字京之岡、字成岡、字朝日原、字前山、字山根及び字貫道、中野東六丁目、中野東五丁目、中野東三丁目、中野東二丁目並びに中野東一丁目地内

広島県安芸郡海田町東海田字上大迫、字大迫、字上安井、字安井谷、字下安井、字新山、字長谷、字勝屋及び字曽田、国信二丁目並びに国信一丁目地内

２　使用の部分　広島県東広島市八本松町宗吉字関平山、字扇子要山及び字杓子谷地内

広島県広島市安芸区上瀬野町字大元谷山、字大山、字瀬野越山、字久井原、字小丸山、字山田ケ原、字丸岩山、字天神原、字奥野原、字寺分、字大谷山、字観音平、字合之坪、字正之坪、字神立向山、字段之原山、字塔之原、字石神及び字長尾山、上瀬野南一丁目、瀬野南町字一井木山、字龍王山、字原山、字坂山及び字大藤、瀬野一丁目、瀬野南一丁目、中野東町字平原、字甲斐崎、字鉾取、字南原、字原山、字三谷、字上天狗防、字下天狗防、字京之岡、字成岡、字朝日原、字前山、字山根及び字貫道、中野東六丁目、中野東五丁目、中野東三丁目並びに中野東二丁目地内

広島県安芸郡海田町東海田字上安井、字安井谷、字下安井、字新山、字長谷、字勝屋及び字曽田、国信二丁目並びに国信一丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県東広島市八本松西三丁目地内から同県安芸郡海田町南堀川町地内までの延長17.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道２号改築工事（東広島・安芸バイパス）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道２号改築工事（東広島・安芸バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道２号（以下「本路線」という。）は、大阪市を起点とし、岡山市、東広島市、安芸郡海田町、広島市、山口市等を経由して北九州市に至る延長約674kmの主要幹線道路であり、本件事業は、東広島市と廿日市市とを結ぶ延長約40kmの自動車専用道路及び一般道として計画された東広島廿日市道路の一区間である。

本路線が通過する東広島市は、製造業が盛んな地域であり、製造された工業製品は、本路線等を経由して港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく国際拠点港湾である広島港に運ばれている。また、広島港で荷揚げされた工業製品は、本路線等を経由して東広島市に運ばれており、本路線は、東広島市と広島港の間における工業製品の輸送路として重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、沿線に工場等が立地していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東広島市志和町冠地内で24,034台／日、広島市安芸区中野東町中野地内で27,387台／日であり、混雑度はそれぞれ1.62、1.81となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年閣議決定）等に基づき、平成８年８月に大気質及び騒音について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年10月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。